



はじめに

みどり認定を取得した経営体は本年5月末現在で28,000を超え、各地域で環境負荷低減事業活動に取り組んでいただいています。各地域で更なる環境負荷低減活動に取り組んでいただけるよう、本号では、地域ぐるみで環境負荷低減事業活動に取り組む特定認定について紹介いたします。本号を特定認定取得の参考にしていただければ幸いです。



特定認定を取得しませんか？

特定区域を設定するだけでなく、特定認定を取得することで取組が広がります。

特定認定とは、自治体が設定した特定区域において、農業者が、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む「特定環境負荷低減事業活動実施計画」を都道府県が認定する制度です。

認定対象となる活動類型・取組内容

①有機農業による生産活動



栽培体系の共通化

②地域資源を活用した温室効果ガスの削減に資する生産活動



営農型太陽光発電を施設園芸ハウスへ活用

③環境負荷低減に資する先端技術を活用して行う生産活動



ドローンによる農薬散布



[特定認定の計画の作成方法はこちら](#)

- 特定区域と同じ活動類型
- 2戸以上又は相当程度の規模で実施
- 生産方法又は販売方法の共通化を図る

これらを満たす計画が認定の対象となります。

1 特定認定の事例の紹介

（1）島根県江津市 江津市有機農業推進協議会（有機農業による生産活動）

江津市は「つなげよう。有機農業の輪」を理念に、有機農業の推進に向けて、有機農産物の学校給食への活用や、生産団地の育成・生産拡大などに取り組んでいます。

その中で、江津市有機農業協議会（8経営体、栽培品目：水稻・葉物野菜）は、有機農産物の学校給食への活用に向けた意見交換会への参加や有機農業実践講座の開催などに取り組んできました。

市有機農業の更なる普及拡大に向けて、島根県と連携して新技術の実証や、JAしまねと連携して販売動向に応じた農産物の販売を行う計画を立て、特定認定を取得しました。

【特定認定 計画イメージ】

計画申請時 (R7) → 目標 (R12)

環境負荷低減事業活動の取組面積	【有機農業】	30ha	→	32ha
(土づくり)				
・堆肥散布の実施（水稻・葉物類）	堆肥	5t/10a	→	7t/10a
(化学肥料の施用減少)				
・有機質肥料の使用（水稻・葉物類）	化学肥料	0kgN/10a	→	0kgN/10a
・肥効調整型肥料の使用（水稻・葉物類）				
(化学農薬の施用減少)				
・種子の温湯消毒（水稻）	化学農薬	0回	→	0回
・機械除草（水稻）				
・土壌還元消毒（葉物類）				
(生産又は流通・販売の方式の共通化)				
・JAしまねと連携して販売動向に対応				
(地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大)				
・島根県から新技術の情報提供を受けて実証				



協議会総会の様子



農産物販売の様子



特定区域とは？（みどり通信vol.10参照）

特定区域とは、みどりの食料システム法に基づき、**地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む**ことが都道府県及び市町村の基本計画に位置付けられた地区で、令和7年5月末時点で32道県70区域で設定されています。

特定区域は、①有機農業による生産活動、②地域資源を活用した温室効果ガスの削減に資する生産活動、③環境負荷低減に資する先端技術を活用して行う生産活動の3類型で設定することができます。



[特定区域設定状況はこちら](#)

うだ

（2）奈良県宇陀市 有限会社 山口農園（有機農業による生産活動）

宇陀市では、持続可能な農業の振興と環境負荷低減のため、有機農業を地域全体で推進しており、有機農業講習会や規格外農作物を加工食品として食卓に再生する事業などを行っています。

その中で、有限会社山口農園（栽培品目：葉物野菜・ハーブ類）は、就農希望者への有機栽培技術研修や、市と連携した規格外農産物を使用した加工食品の開発、長期保存技術の実証に取り組む計画を立て、全国で初となる特定認定を取得しました。

特定認定取得後は、規格外農産物を使用した「野菜ペースト」の開発や、野菜の鮮度を長期的に保持する「電場冷蔵庫」の試験導入などを行い、市の有機農業の普及拡大に重要な役割を担っています。

【特定認定 計画イメージ】	計画申請時 (R5)	→	目標 (R10)
環境負荷低減事業活動の取組面積【有機農業】	4.46ha (全品目の合計：ハウスの実面積)	→	4.46ha
(土づくり) ・堆肥散布の実施	堆肥 3t/10a	→	3t/10a
(化学肥料の施用減少) ・有機質肥料の使用	化学肥料 0kgN/10a	→	0kgN/10a
(化学農薬の施用減少) ・太陽熱を利用した土壌消毒 ・被覆資材の使用	化学農薬 0回	→	0回
(生産又は流通・販売の方式の共通化) ・就農希望者への有機栽培技術研修			
(地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大) ・宇陀市と連携した長期保存技術の検証、規格外有機農産物を活用した加工品の開発、 有機農業就農希望者の研修受け入れ			



山口農園 山口貴義社長



規格外品を活用した野菜ペースト

2 特定認定を受けるメリットって何？

（1）融資の特例

特定認定を受けた計画に従って設備投資を行う場合に、長期・低利子の農業改良資金などが活用できます。なお、資金の活用には日本政策金融公庫の審査が必要なので事前のご相談をお願いします。

資金名	農業改良資金
償還期間	12年
利率	無利子
上限	・個人5,000万円 ・法人・団体1.5億円
資金の使い途	農業改良措置を行うために必要なもの (施設の改良、造成又は取得など)

※他にも畜産経営環境調和推進資金などを活用できます。

（2）みどり投資促進税制

特定認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要なとなる設備を導入した場合、通常の減価償却額に一定の金額を上乗せして償却(特別償却)できる制度です。

特別償却により、導入当初の税負担軽減によるキャッシュフローの改善や償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収の効果が期待できます。

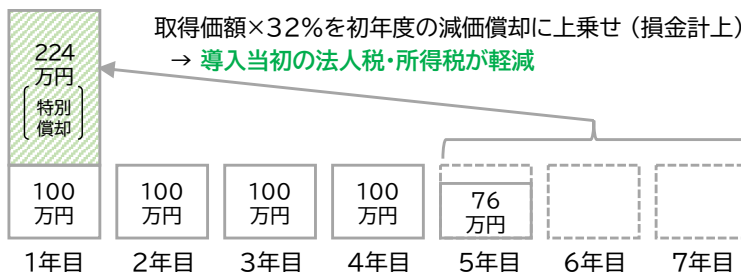
※本税制は、令和8年3月31日までに設備を導入した場合に適用されます。

※（1）の融資と（2）の税制は併用が可能です。

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合

取得価額×32%を初年度の減価償却に上乗せ(損金計上)
→ 導入当初の法人税・所得税が軽減



(3)補助事業の要件化や優先採択

特定認定を要件とした補助金の活用や、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けることができます。

その中でも、特定認定者は、みどりの食料システム戦略推進交付金の「みどりの事業活動を支える体制整備（みどりハード）」を活用し、生産段階の環境負荷低減の取組に必要な除草機、堆肥舎などの設備導入の支援を受けることができます。

右記の逆引き施策活用ガイドブックでは、現場で取り組みたい内容から支援策を探ることができますのでご覧ください。

なお、補助金には予算額や申請時期に限りがありますので、補助金の活用を希望される方はお住まいの都道府県に事前のご相談をお願いします。



[逆引きガイドブック
はこちら](#)

3 関東農政局のみどり戦略に関する取組のご紹介

関東農政局では、5月16日（金）～18日（日）に東京都主催で開催されたフードイベント「Tokyo Tokyo Delicious Museum」にブース出展し、「みどり認定」や「みえるらべる」を取得している都内生産者の農産物を販売しました。また、みどり認定者の1名が、この出品のために、「みえるらべる」を取得しました。



展示ブースの様子



農産物販売の様子

4 みどりの食料システム戦略グループの動き

(1)大阪・関西万博に出展しました

農林水産省では、6月8日（日）～15日（日）に大阪・関西万博に出展し、ブース展示とステージでの試食会イベントを行いました。

展示ブースでは、環境負荷低減の取組の「見える化」について知っていただく「みえるらべるクイズ」を常設し、5,000名を超える方に参加していただきました。試食会ステージでは、見える化に取り組む事業者にご登壇いただき、その取組の説明や、「みえるらべる」農産物食品（ミニトマト、おにぎり、干し芋、にんじんジュース、日本酒）の提供を行いました。

来場された方からは、「みえるらべるを見つけたら買いたい。」「米農家の父にもクイズをやってもらいたい。」といった感想をいただき、多くの方にみどりの食料システム戦略や「見える化」の取組について知っていただきました。



展示ブースの様子



試食会ステージの様子



「みえるらべるクイズ」全問正解者には
賞状をプレゼントしました

(2) 基盤確立事業実施計画を認定しました

6月17日（火）に基盤確立事業者として以下の1社の新規認定、3社の変更認定を行いました。

○新規認定

資材の生産・販売

北土開発(株)



大地の素（汚泥肥料）

てんさいの製糖過程で発生する
脱水汚泥を原材料とした
汚泥肥料

○変更認定

資材の生産・販売

(株) TOWING



特定の微生物叢を担持し、
土づくりの効率化と炭素貯留
を両立する“高機能バイオ炭”

(株) アグリ総研



ククメスカブリダニ

化学農薬の代替となる
天敵農薬

新商品の開発

フレッシュフーズ(株)



有機カット野菜サラダ
の製造

(3) 説明会・研修会などに講師を派遣します！

みどりの食料システム戦略やみどりの食料システム法に基づく認定制度、クロスコンプライアンス等について、農林水産省の担当がご説明します。J-クレジット制度や「見える化」の取組も含め、ご要望がありましたら、お近くの地方農政局のみどり担当窓口までお気軽にご相談ください。

◇ご意見・ご感想等をお寄せください◇

みどり通信に関するご意見・ご感想や取り上げてほしいテーマのほか、ご自身の所属する都道府県・市町村の取組（300字程度）を掲載してほしい！といった声もお待ちしております。以下のメールアドレスまでお寄せください。

メールアドレス：midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

【発行】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

（担当：吉村、林）

TEL：03-6744-7186



みどり認定の最新情報をお届け！「みどり通信」

